

いいの事務所 ニュース

Iino Management & Labor Consulting Office

2016/01/10

VOL.58

● マイナンバーの利用、いよいよ始まる！

いよいよ「マイナンバー制度」がスタートしました。国民への配送の遅れなどから企業の対応も、当初の予定から後ろ倒しとなっていることとと思われます。

そのような状況の中ではありますが、既に本年1月から「マイナンバー」を利用した手続きがスタートしています。

社会保障分野においては、労災保険・雇用保険の一部手続きについて、マイナンバーの記載が必要となっています。

従業員からマイナンバーを収集するに当たっては、以下の点に留意する必要があります。

- ◆ マイナンバーを従業員などから取得するときは、利用目的の明示と厳格な本人確認が

必要です。

- ◆ 事業主は各種請求書などの作成や提出の手続きでマイナンバーを利用する必要がなくなった場合、マイナンバーを速やかに廃棄または削除しなければなりません。なお、マイナンバーをマスキングしてコピーする等、写しに残らないようにすれば、請求書などの写しを継続して保管すること可能です。
- ◆ マイナンバーが記載された書類を労働基準監督署・ハローワーク等へ郵送する場合は、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。

● 労災保険における手続き書類について

労災保険においては、以下の労災年金の様式について、マイナンバーの記載欄が追加されています。

- ◆ 障害補償給付支給請求書 障害特別支給金 障害特別年金 障害特別一時金支給申請書 業務災害用（告示様式第10号）
- ◆ 遺族補償年金支給請求書 遺族特別支給金 遺族特別年金 支給申請書業務災害用（告示様式第12号）
- ◆ 遺族補償年金 遺族年金転給等請求書 遺族特別年金転給等申請書（告示様式第13号）
- ◆ 傷病の状態等に関する届（告示様式第16号の2）
- ◆ 障害給付支給請求書 障害特別支給金 障害特別年金 障害特別一時金支給申請書 通勤災害用（告示様式第16号の7）
- ◆ 遺族年金支給請求書 遺族特別支給金 遺族特別年金 支給申請書通勤災害用（告示様式第16号の8）
- ◆ 年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 年金の払渡金融機関等変更届（告示様式第19号）

なお、労災年金等の請求書は、請求される方ご本人（労働者）が所轄の労働基準監督署に直接提出することとなっています。そのため、事業主は「個人番号関係事務実施者」と位置付けられていません。したがって、労災年金の請求書を提出するに当たっては、マイナンバーは、原則として、ご本人が記載することとなっています。

ご本人の委託により、事業主や社会保険労務士が代わって請求書などの作成や提出の手続きを行う場合には、労働基準監督署へ請求書等を提出する際に、①代理権の確認、②代理人の身元（実存）の確認、③本人の番号の確認、が可能な書類を提示又は提出する必要があります。

一般的には事業主を経由して手続きを行うことが多いと思われます。その場合には、上記①～③の書類の提出等が必要となりますのでご注意ください。

【「個人番号関係事務実施者」とは、法令や条例に基づき、個人番号利用事務実施者（労働基準監督署・ハローワーク等）にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う者のこと】

● 雇用保険における手続き書類について

雇用保険手続きにおいては、以下の手続き様式において、マイナンバーの記載が必要となっています。

- ◆ 事業主が個人番号関係事務実施者として提出するもの
【事業主において本人確認を行う】
 - ✓ 雇用保険被保険者資格取得届
 - ✓ 雇用保険被保険者資格喪失届

- ◆ 事業主が従業員の代理人として提出するもの
【ハローワークにおいて本人確認を行う】
 - ✓ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
 - ✓ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
 - ✓ 介護休業給付金支給申請書

- ◆ 法人番号の記載が必要な届出
 - ✓ 雇用保険適用事業所設置届
 - ✓ 雇用保険適用事業所廃止届

なお、「事業主が従業員の代理人として提出するもの」として挙げられている「**雇用継続給付**」については、本来、従業員が直接行うものとされていますが、提出することについて労使間で労使協定を締結した上で、できるだけ事業主が提出することとされています。

この場合は、事業主は従業員の代理人として提出することとなりますが、その際は、ハローワークが①代理権の確認（協定書の写し等の提示）、②代理人の身元確認（提出した従業員の社員証等の提示）、③番号確認（個人番号カードの写しなど）が可能な書類を提示又は提出する必要があります。

この①代理権の確認は、A. 2016年1月以降に初めて雇用継続給付の申請を事業主が行う場合には、次のa. またはb. の方法により行います。

- a. 事業主が本人の代理として申請することについて労使で結ばれた協定の写しにより確認する。

【例文：個人番号の提供に関し、上記の事業主を代理人と認めます。】

- b. 労使協定の写しを添付しない事業主は、委任状の添付が必要となりますが、雇用継続給付の申請書の欄外、備考欄等に、『個人番号の提供について、事業主に委任する』旨を本人が自署し、本人の氏名・住所及び押印、事業主の氏名・住所及び押印がある申請書を提出する場合

には委任状を別途添付する必要はありません。

また、B. 平成28年1月前に、すでに雇用継続給付の代理申請を行ったことのある事業主については、ハローワークにおいて『個人番号についても協定に基づき届け出る』旨の確認書を記載の上、提出することとなっています。

高年齢雇用継続給付及び育児休業給付に係る書類で個人番号の記載が必要となるのは、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金申請書」のみで、これら給付金の受給資格の確認と支給申請を別に行う場合は、2016年1月1日以降に受給資格の確認を行う場合にのみ、マイナンバーを記載すれば良いことになっています。この場合、初回の支給申請時に再度マイナンバーを記載する必要はありません。

以下、雇用保険手続きにおける留意する事項を挙げておきます。

- ◆ 雇用保険被保険者資格取得届を提出した場合にハローワークから交付される『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書』などの雇用保険に関わる返戻書類には、マイナンバーは記載されていません。
- ◆ 従業員がすでに退職しており個人番号を取得することが困難である場合の、マイナンバーの記載は、雇用保険手続の届出にマイナンバーを記載して届け出るとは法令で定められた義務となつてはいるものの、仮にマイナンバーの記載がなかったとしても、ハローワークでは受理することとします。
- ◆ 「平成27年12月18日版 雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係るQ&A」（厚労省HP）によると、『在職者の個人番号の届出は、雇用継続給付の申請の際に限ることとしました。つまり、これまで、「詳細は追って案内する」としていた記載を削除し、『在職者の個人番号を記載する届出は、雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付）のみ』と変更されました。

マイナンバーに関する届出、収集方法または従業員への研修等につきましては、いいの事務所にご相談ください。